

まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌（NO. 14）

〔街区確定測量の実施〕



矢上くんち（馬場本浮立）

秋涼の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。今後も皆様とともに平間・東地区のまちづくりを進めていきますので、よろしく願いいたします。

さて、平間・東地区の土地区画整理事業につきましては、事業認可へ向けて手続きを進めておりますので、皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、もうしばらくお待ちください。

今回は、新しいまちづくりの第一歩となる街区確定測量についてお話しします。

『もくじ』

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| 1. 街区確定測量とは | | 2 ページ |
| 2. 街区確定測量の期間 | | 2 ページ |
| 3. 測量を請け負う業者について | | 3 ページ |
| 4. 皆様方にご協力いただくこと | | 3 ページ |

1 .

街区確定測量とは

街区確定測量は、平間・東地区土地区画整理事業の設計図を基に、工事をはじめる前の現在の土地を測量し、計画されている道路がどこに位置するのかを明らかにするために行います。

計画道路の位置を明らかにすることは、その道路に囲まれた1つのブロック(街区)を確定することになるとともに、計画道路やそれぞれの街区の面積も明らかになり、平成14年度に予定している換地設計など今後の事業の基礎となっていきます。

つまり、この測量により得られた結果を基にして今後の工事等を進めていきますので、街区確定測量は新しいまちづくりの第一歩となるものです。



2 .

街区確定測量の期間

街区確定測量の期間は、平成13年10月から平成14年3月までを予定しています。

なお、測量期間等に変更があった場合は、適時お知らせいたします。



3. 測量を請け負う業者について

街区確定測量を請け負う業者は、第一・扇共同企業体になります。

街区確定測量を行う際、請負業者の職員には身分証明書を携帯させていますので、請負業者の職員か疑わしいなど不審な場合は、身分証明書の提示を求めてください。



4. 皆様方にご協力いただくこと



街区確定測量については、将来の道路等に係る部分を特定するため、皆様方の了承のもと土地に立ち入り、可能な限り杭を打たせていただきますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

また、皆様方の土地に立ち入る際はあらかじめご連絡さしあげ、了承を得た上で測量を行います。特に立ち会う必要はありません。

以上、街区確定測量についてお話しましたが、ご不明な点やその他ご質問等がございましたら、下記事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。

今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。

事務局 長崎市東長崎土地区画整理事務所
連絡先 095-839-5381

担当 金原、清田、樋口